

令和8年度女性が活躍する企業見学バスツアー  
及び女子学生と若手女性社員との交流会  
運営業務に係る企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度女性が活躍する企業見学バスツアー及び女子学生と若手女性社員との交流会運営業務

2 業務の目的

女子学生等に対し企業見学バスツアー及び若手女性社員との交流会を開催することで、県内企業や県内就職の魅力を伝え、青森県で暮らし働くことの具体的なイメージを持てる機会を創出し、県内定着を促進する。

3 委託期間

契約締結から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 女性が活躍する企業見学バスツアーの運営

ア 内容

実施大学の女子学生等を対象に、女性が活躍する企業を見学するバスツアーを開催し、その様子を撮影した動画を制作する。

イ 要件

(ア) 実施大学・回数・時期・参加人数

①八戸学院大学

- ・回数：1回
- ・時期：令和8年10月頃
- ・参加人数：20名程度

②青森中央学院大学

- ・回数：2回
- ・時期：令和8年11月頃
- ・参加人数：30名程度（各回15名程度）

③弘前大学

- ・回数：1回
- ・時期：令和9年2月頃
- ・参加人数：20名程度

(イ) 見学企業数

各回2社程度

(ウ) 交流会

八戸学院大学及び弘前大学で開催するバスツアーについては、見学先企業等

において、見学先企業の社員数名と参加者が交流する時間を設けること。

(エ) 動画制作

バスツアー各回の様子を撮影し、実施大学毎に1本の動画を制作すること。  
動画時間は8～10分程度とする。

ウ 業務内容

【事前準備】

(ア) 企業の選定

女性の関心が高い業種等に配慮しつつ、以下の要件に該当する企業等から、女性の県内就職と定着に結びつくよう、県と協議の上選定すること。

- ・あおもり女性就職サポーター（※）（以下「サポーター」という。）が所属する企業
- ・「えるぼし」認定企業
- ・女性管理職がいる企業、男性の育休取得率が高い企業、時差勤務や在宅勤務など柔軟な働き方を導入している企業 等

※「あおもり女性就職サポーター」

「女性の県内定着促進事業実施要綱」及び「あおもり女性就職サポーター募集要領」に基づき県に登録した、県内の幅広い分野で活躍する社会人女性

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/wakamono/woman-kennai-syusyoku.html>

(イ) 企業や大学等との各種調整

見学先企業とスケジュールの調整等を行い、県内企業や県内就職に対する関心が高まるよう、見学先企業や大学等と実施内容の調整を行うこと。

(ウ) 交流会の場所の調整・手配

見学先企業の社員と参加者との交流会がスムーズに進められるか等を配慮しながら、県と協議の上選定すること。

(エ) 広報及び参加者の募集

- ・参加者確保のための十分な広報を行うこと。
- ・広報の手段及び広報物の内容について、効果的な手法を提案すること。実施に当たっては県と協議すること。

(オ) 参加申込受付・決定

参加に関する問い合わせへの対応や申込受付を行うとともに、参加者の決定に関する事務や参加者に対する連絡調整等を行うこと。

なお、青森中央学院大学分については講義と連携して実施するため、参加者の募集や申込受付は要しない。

(カ) その他

参加者を被保険者とする傷害保険に加入すること。

## 【当日の運営】

### (ア) 当日の運営

参加者の受付及び進行管理を行うこと。

### (イ) 動画制作

- ・バスツアー各回の様子を撮影し、実施大学毎に1本の動画を制作すること。動画時間は8～10分程度とする。制作後、青森県こども家庭部若者定着還元促進課のYoutubeチャンネルに県が動画を掲載する。
- ・動画の視聴を促すため、青森県移住・交流ポータルサイト「あおもり暮らし」に掲載する特設ページ及びバナーを制作し、データを納品すること。

(参考 URL : <https://www.aomori-life.jp/wakamono/>)

### (ウ) 参加者アンケートの実施

参加者(参加企業、女子学生等)に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については、事前に県と協議して決定すること。

## (2) 女子学生と若手女性社員との交流会の運営

### ア 内容

女子学生等と県内企業の若手女性社員が情報交換を行う交流会を開催する。

### イ 要件

#### (ア) 開催場所・回数・時期・会場・参加企業数

##### ①八戸学院大学

- ・回数：1回
- ・時期：令和8年10月頃
- ・会場：八戸学院大学 3号館1階学生交流ラウンジを想定
- ・参加企業数：4社程度

##### ②八戸工業大学

- ・回数：1回
- ・時期：令和8年11月頃
- ・会場：八戸工業大学 1号館2階多目的ホールを想定
- ・参加企業数：4社程度

##### ③青森中央学院大学

- ・回数：1回
- ・時期：令和8年11月頃
- ・会場：青森中央学院大学 7号館1階フリースペースを想定
- ・参加企業数：4社程度

##### ④弘前大学

- ・回数：1回
- ・時期：令和8年12月頃
- ・会場：弘前大学 大学会館3階集会室を想定
- ・参加企業数：4社程度

※各会場の借上料は無料である。なお、その他の要件の詳細は、県と協議の上、決定すること。

(イ) 参加者数

各回女子学生等20名程度

ウ 業務内容

**【事前準備】**

(ア) 女子学生のニーズ調査

女子学生が就職先に求める条件や、就職先の選択において重視する項目を情報収集し、交流会のトークテーマを提案する。

(イ) 「当日プログラム」の作成

参加者へ配布する資料(参加企業の一覧や全体プログラム等を掲載したもの)を作成すること。

(ウ) 広報業務

- ・参加者確保のための十分な広報を行うこと。
- ・広報の手段及び広報物の内容について、効果的な手法を提案すること。実施に当たっては県と協議すること。

(エ) その他

参加企業については、原則としてサポーターが所属する企業から選定することとし、県と大学が協議して決定する。

**【当日の運営】**

(ア) 会場設営

参加企業と参加者が交流しやすいようにテーブルや椅子等を準備して配置し、参加者へ提供する茶菓子等を用意すること。

- ・参加企業と参加者が気軽に話せる場となるように工夫すること。
- ・会場設営に当たっては、安全・衛生管理に配慮するとともに、大学とも協議した上で設営を行うこと。

(イ) 参加企業及び参加者に係る受付及び案内

(ウ) 参加者への「当日プログラム」の配布

(エ) 進行管理

(オ) 参加者アンケートの実施

参加者(参加企業、女子学生等)に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については、事前に県と協議して決定すること。

(カ) 撤去

設営したテーブルや椅子等を撤去し、原状回復を行うこと。

エ その他

サポーターの活動に対して、必要に応じて謝金(1人1回当たり20,000円とする。)及び県の規程に準じた旅費を支給すること。

## 5 事業実施報告書の作成

- (1) 業務終了後、実施結果をまとめた報告書（日本産業規格A4判任意様式）を作成し、データで提出すること。
- (2) 報告内容については、下記のほか、県と協議の上、決定するものとする。
  - (ア) 開催日程、場所、参加企業一覧、参加者一覧、調査結果、アンケート結果及び分析 等
  - (イ) 評価・反省点・改善点 等

## 6 対象経費

- (1) 業務の実施に係る経費（バス等借上費、旅費、保険料、会場設営費、広報費 等）
- (2) 委託業務に従事する者の人件費
- (3) 女子学生と若手女性社員との交流会については、サポーターの活動に係る謝金及び旅費
- (4) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (5) その他、当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

## 7 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

## 8 成果品及び納入場所等

### (1) 成果品

以下の成果品を作成し、提出すること。

- ① 事業実施報告書（電子データ）
- ② 本業務で制作した各動画、バナー等（電子データ）
- ③ アンケート結果（ローデータ及び集計結果）

### (2) 納入場所

青森県こども家庭部若者定着還流促進課

### (3) 摘要

成果品については、発注者の判断で公開できるものとする。

## 9 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著

作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。

- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品(著作物)については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

## 10 留意事項

### (1) 個人情報の取扱い

受注者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (2) 業務の再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により発注者の承諾を得たときは可能とする。

### (4) 県への報告

受注者は、事業の実施状況について適宜県へ報告すること。

### (5) 出展料等

本業務において、参加企業及び参加者に対して金銭負担を生じさせないものとする。

### (6) その他

本業務の遂行に当たっては、県と十分な調整を図った上で実施することとし、その他本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### (適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

#### (安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事業所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

#### (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事内容及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

#### (実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

#### (事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。